

# 第 11 次香川県職業能力開発計画の概要

## 1 趣 旨

人口減少・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による人材不足問題のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体のデジタル化の加速や職業人生の長期化・多様化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していく中、本県経済の持続的発展を図っていくためには、地域・産業ニーズと社会経済システムの変化を踏まえた人材育成を行うとともに、「全員参加型社会」の実現に向けた多様な職業能力開発の機会を提供することが重要となっており、こうした人材の確保・育成を図るための職業能力開発に係る施策を計画的かつ効果的に進めるため、本計画を策定するものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき策定するもので、国が策定した「第 11 次職業能力開発基本計画」の趣旨を踏まえつつ、県政運営の基本指針である『『みんなで作るせとうち田園都市・香川』実現計画』や戦略的な産業振興の指針である「香川県産業成長戦略」との整合性を図り、本県の職業能力開発施策の今後 5 年間の方向性を示すものとする。

（都道府県職業能力開発計画等）

第 7 条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

（略）

（職業能力開発基本計画）

第 5 条 （略）

2 一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項

二 職業能力の開発の実施目標に関する事項

三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

（略）

### 3. 計画の考え方

- 今後5年間において、県が実施すべき職業能力開発に関する施策等を明確にし、公共職業訓練や民間における職業訓練の推進を図るため、基本となるべき事項を定めるものとする。
- 本計画の策定に先立ち、職業能力開発に係る地域の実情、ニーズの把握のため、県内事業所、在職者、求職者等を対象に「職業能力開発基礎調査」（調査基準日：令和2年11月1日）を実施した。

### 4. 計画概要

#### ●香川の現状

##### 職業能力開発を取り巻く環境

- 人口減少に伴う労働力不足…平成11年の約103万人をピークに減少
- 求人・求職のミスマッチ…建設・土木、介護サービス等人手不足業種の顕在化
- 新型コロナウイルス感染症の影響の下での社会全体のデジタル化の加速
- 女性の年齢階層別有業率…M字カーブの底値は30代前半の72.4%
- 若年労働力人口が減少傾向にある中で若年無業者等の高どまり…フリーター136万人(R2年)、ニート69万人(R2年)(全国推計)
- 職業人生の長期化傾向…60歳から64歳までの就業率66.9%(※H29年就業構造基本調査(香川県分)から)
- 障害者の法定雇用率が未達…実雇用率2.08%(R2年)
- 外国人労働者の増加…10,422人(R2年)前年比2.4%増(R1年:10,174人)
- 事業所における技能継承の問題の有無…「ある」「今後発生する」を合わせると71.5%と高い(※R2年度職業能力開発基礎調査結果から)

#### ●課題と方向性

- 公共職業訓練における企業ニーズと訓練ニーズを踏まえた職業訓練の充実・強化
- 民間が行う人材不足分野における職業訓練への支援
- 社会のデジタル化に応じた職業訓練におけるデジタル人材の育成
- 非正規労働者に対する職業能力の向上を促進
- 女性に対する多様な職業訓練等の機会の提供と訓練環境の整備
- 若者等に対する早期就職、職業的自立に向けた支援
- 中高年者の強みを発揮する職業能力開発の推進
- 障害者の障害特性やニーズに応じた環境の整備と効果的な職業訓練の実施
- 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進
- 優れた技能の社会的評価や価値の向上、次世代技能者の育成と技能の継承
- 職業能力開発関係機関との連携強化と役割分担

#### ●基本方針

- 1 地域・産業のニーズと社会経済システムの変化を踏まえた職業能力開発の推進
- 2 「全員参加型社会」の実現に向けた職業能力開発の推進
- 3 技能の振興・継承の促進
- 4 職業能力開発実施体制の見直しと関係機関との連携強化

## ●職業能力開発の基本施策

### 1 地域・産業のニーズと社会経済システムの変化を踏まえた職業能力開発の推進

#### ① 公共職業訓練における訓練内容の充実・強化

- ・ 県立高等技術学校の施設内訓練や在職者訓練における企業ニーズと訓練ニーズを踏まえた訓練内容の充実・強化
- ・ 民間教育訓練機関を活用し、デジタル人材の育成など社会経済システムに対応した職業訓練と、介護など人材不足分野における職業訓練の充実・強化

#### ② 民間職業訓練に対する支援

- ・ ものづくりを中心とした職業訓練や人材不足分野のうち建設分野の職業訓練に対する支援

#### 【目標とする指標】

- |                         |         |       |   |       |         |
|-------------------------|---------|-------|---|-------|---------|
| ●訓練修了生の就職率（委託訓練含む。）     | 令和2年度実績 | 79.1% | ⇒ | 80.0% | （令和7年度） |
| ●訓練修了生の訓練関連就職率（委託訓練含む。） | 令和2年度実績 | 58.7% | ⇒ | 65.0% | （令和7年度） |

### 2 「全員参加型社会」の実現に向けた職業能力開発の推進

#### ① 非正規労働者の職業能力開発の推進

- ・ 安定した就職を促進するための職業能力開発への支援

#### ② 女性の職業能力開発の推進

- ・ 女性が活躍するための職業能力開発への支援と訓練環境の整備

#### ③ 若者等の職業能力開発の推進

- ・ 県立高等技術学校における学卒者向け職業訓練の充実・強化
- ・ 地域若者サポートステーション等における若年無業者等への支援の強化

#### ④ 中高年齢者の職業能力開発の推進

- ・ 中高年齢者のキャリア形成や再就職に向けた支援

#### ⑤ 障害者の職業能力開発の推進

- ・ 障害者の障害特性やニーズに応じた効果的な職業能力開発への支援

#### ⑥ 外国人の職業能力開発の推進

- ・ 外国人技能実習制度に係る関係機関との連携と適正な職業能力開発への支援

#### 【目標とする指標】

- |                                   |         |                   |   |       |                  |
|-----------------------------------|---------|-------------------|---|-------|------------------|
| ●女性入校率（委託訓練を含む。）                  | 令和2年度実績 | 63.6%             | ⇒ | 64.0% | （令和7年度）          |
| ●地域若者サポートステーションでの進路決定者数（過去5年間の累計） | 令和2年度実績 | 433人              | ⇒ | 450人  | （令和7年度）          |
|                                   |         | （H28年度～R2年度までの累計） |   |       | （R3年度～R7年度までの累計） |

### 3 技能の振興・継承の促進

#### ○優れた技能の社会的評価や価値の向上、次世代技能者の育成と技能の継承

- ・「ものづくりマイスター」等による子どもや若者へのものづくりの魅力の周知
- ・優れた技能者や職業訓練功労者への表彰
- ・技能グランプリ、アビリンピック、若年者ものづくり大会等、
- ・技能検定制度の普及促進と適正な実施
- ・全国技能競技大会への参加支援

#### 【目標とする指標】

●技能検定受検申請者数（基礎級を除く。）                      令和元年度実績（※）   1,072人 ⇒ 1,200人（令和7年度）

※令和2年度における技能検定は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前期試験が中止となったため、令和元年度の実績を基本とする。

### 4 職業能力開発実施体制の見直しと関係機関との連携強化

#### ① 県立高等技術学校の訓練内容の見直しとあり方の検討

- ・地域産業の訓練ニーズ等に応じた訓練内容等の見直しと指導体制の検討
- ・就労支援体制の充実と職場定着の促進
- ・職業能力開発施設としてのあり方の検討

#### ② 関係機関との連携強化

- ・効果的な職業能力開発施策の実施に向けた国、香川県職業能力開発協会、業界団体、教育機関等との連携強化

●計画の期間            令和3年度から令和7年度までの5年間

●計画の進行管理        毎年、「香川県職業能力開発審議会」に報告し、点検・評価を実施